

始良市

離乳食提供ガイドライン



令和7年3月

始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会
始良市福祉部子どもみらい課

目次

1 離乳食提供ガイドラインの作成に至る経緯と趣旨	…P 1
2 教育・保育施設等における食事時の死亡事故発生状況	…P 1
3 離乳食の基本的考え方	…P 2
(1) 月齢に応じた離乳食の提供方法	…P 3
(2) 食事時の誤嚥防止のためのポイント	…P11
(3) 食物アレルギーの予防	…P13
(4) 保護者との協働と連携	…P15
(5) 職員間の情報共有	…P18
(6) 国が示すガイドライン及び通知の遵守	…P18
4 窒息事故が発生した場合の迅速な対応	…P19
5 離乳食に関するチェックシート等の活用について	…P21
(1) 始良市教育・保育施設等における給食時に係るチェックシート	…P21
(2) 始良市離乳食確認事項	…P22
(3) 始良市教育・保育施設等におけるヒヤリハット（事故）報告書	…P22
6 始良市離乳食提供の取り組み	…P24
7 始良市における子育て支援体制	…P26
(1) 離乳食教室	…P26
(2) 母子健康相談	…P26
(3) オンライン妊産婦・育児相談（ZOOM相談）	…P26
(4) 地域子育て支援拠点事業	…P27
8 各種ガイドライン紹介	…P28
9 資料編	…P29
(1) 始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会設置要綱	…P29
(2) 始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会員名簿	…P31
(3) 始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会開催経過	…P31
(4) 参考・引用文献等	…P32

添付資料…新年度における教育・保育施設等の事故防止にむけた取組の
徹底について（令和7年3月12日付子ども家庭庁事務連絡）

1 離乳食提供ガイドラインの作成に至る経緯と趣旨

令和5年4月18日に、本市内の社会福祉法人が運営する認可保育所において、生後6か月の乳児がおやつのおろしりんごを食べた後、意識不明となり、40日後に死亡するという事故が発生しました。

このことを市としては重く受け止め、医師、栄養士等で構成される「始良市特定教育・保育施設における乳児事故検証委員会」（以下「事故検証委員会」という。）を令和5年6月に設置しました。事故検証委員会は、現地調査を含め10回開催し、令和6年3月22日、課題分析結果や再発防止策の提言などを盛り込んだ「教育・保育施設等における重大事故再発防止のための事故検証委員会報告書」（以下「事故検証委員会報告書」という。）が本市に提出されました。

市としては、亡くなられたお子様のことを忘れることなく、そして、この事故の決して風化させてはならないとの思いと、同じ悲しみが繰り返されないために再発防止に尽力するという強い決意を持って、認可保育所等を対象とした集団指導や指導監査を実施しつつ、始良市保育協議会との共催による研修会を継続的に開催しているところであります。

また、市内保育施設等で発生した、食事に関することやその他の保育業務に関するヒヤリハット及び事故の事例についての情報を収集し、注意喚起を目的とした情報発信を随時行い、保育施設等における重大事故の再発防止対策の促進を図っております。

これらの取り組みとともに、事故検証委員会報告書の提言を踏まえ、医師、栄養士、保育士、歯科衛生士で構成される「始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会」を令和6年9月に発足させました。

2 教育・保育施設等における食事中の死亡事故発生状況

子ども家庭庁のホームページにおいて「教育・保育施設等における事故報告集計」が公表されています。

全国的に食事中の死亡事故が後を絶たない状況にあり、徹底した誤嚥防止及び食物アレルギー予防のための対策、そして応急処置のための研修や訓練が必要な状況にあります。

年	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	合計
件数	1	1	0	2	0	0	0	0	1	5

※ 令和5年度は、食事中1件の他に食事直後1件の死亡事故が発生

3 離乳食の基本的考え方

離乳食の支援に関する基本的考え方

離乳とは、成長に伴い、母乳又は育児用ミルク等の乳汁だけでは不足してくるエネルギーや栄養素を補完するために、乳汁から幼児食に移行する過程¹²をいい、その時に与えられる食事を離乳食¹³という。

この間に子どもの摂食機能は、乳汁を吸うことから、食物をかみつぶして飲み込むことへと発達する。摂取する食品の量や種類が徐々に増え、献立や調理の形態も変化していく。また摂食行動は次第に自立へと向かっていく。

離乳については、子どもの食欲、摂食行動、成長・発達パターン等、子どもにはそれぞれ個性があるので、画一的な進め方にならないよう留意しなければならない。また、地域の食文化、家庭の食習慣等を考慮した無理のない離乳の進め方、離乳食の内容や量を、それぞれの子どもの状況にあわせて進めていくことが重要である。

一方、多くの親にとっては、初めて離乳食を準備し、与え、子どもの反応をみながら進めることを体験する。子どもの個性によって一人一人、離乳食の進め方への反応も異なることから、離乳を進める過程で数々の不安や課題を抱えることも予想される。授乳期に続き、離乳期も母子・親子関係の関係づくりの上で重要な時期にある。そうした不安やトラブルに対し、適切な支援があれば、安心して離乳が実践でき、育児で大きな部分を占める食事を通しての子どもとの関わりにも自信がもてるようになってくる。

離乳の支援にあたっては、子どもの健康を維持し、成長・発達を促すよう支援するとともに、授乳の支援と同様、健やかな母子、親子関係の形成を促し、育児に自信がもてるような支援を基本とする。特に、子どもの成長や発達状況、日々の子どもの様子をみながら進めること、無理させないことに配慮する。また、離乳期は食事や生活リズムが形づくられる時期でもあることから、生涯を通じた望ましい生活習慣の形成や生活習慣病予防の観点も踏まえて支援することが大切である。この時期から生活リズムを意識し、健康的な食習慣の基礎を培い、家族等と食卓を囲み、共に食事を取りながら食べる楽しさの体験を増やしていくことで、一人一人の子どもの「食べる力」を育むための支援¹⁴が推進されることを基本とする。なお、離乳期は、両親や家族の食生活を見直す期間でもあるため、現状の食生活を踏まえて、適切な情報提供を行うことが必要である。

¹² 離乳の完了は、母乳または育児用ミルクを飲んでいない状態を意味するものではない。

¹³ WHO では「Complementary Feeding」といい、いわゆる「補完食」と訳されることがある。

¹⁴ 授乳・離乳の支援ガイド P42「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」参照

(1) 月齢に応じた離乳食の提供方法

今回の重大事故の背景には、事故検証委員会報告書によると、生後6か月という離乳初期の時期であるにもかかわらず、離乳食完了期（生後12か月～18か月頃）と同様のペースで、本児に食事を提供していたことが判明しています。

このことを踏まえ、当該報告書では、次の提言が出されました。

提言2 子どもの生活リズムを重視し、発達に応じた離乳食の進め方を行うこと

離乳食は、食育の観点から、食事を規則的に摂ることにより生活リズムを整え、食べる意欲を育み、食べる楽しさを体験させることを目標としており、園児の発達に応じ、離乳食を提供する適切な「時間」「食事回数」の検討を随時行う。その際には、おやつ（補食）の位置づけや食材、大きさについても検討を行う。さらには、昨日降園してから翌日登園してくるまでの家庭での様子や離乳食の状況を把握して、24時間の生活の連続性を重視した離乳食の進め方を行う。

保育施設における離乳食の進め方は、月齢に応じ各種ガイドラインに示された形態と回数で行うことを基本とし、子どもの発達により変更が必要な場合は、必ず保護者と相談・確認し、保護者の同意を得てから行う。そのために「始良市離乳食確認事項」（p50～51※参照）を活用し、離乳食の提供状況の「見える化（可視化）」に取り組む。（※事故検証委員会報告書のページを示しています。また、本ガイドラインP22にも掲載しています。）

【離乳の支援】

離乳の支援の方法

■離乳の開始

離乳の開始とは、なめらかにすりつぶした状態の食物を初めて与えた時をいう。開始時期の子どもの発達状況の目安としては、首のすわりがしっかりして寝返りができ、5秒以上座れる、スプーンなどを口に入れても舌で押し出すことが少なくなる（哺乳反射¹⁵の減弱）、食べ物に興味を示すなどがあげられる。その時期は生後5～6か月頃が適当である。ただし、子どもの発育及び発達には個人差があるので、月齢はあくまでも目安であり、子どもの様子をよく観察しながら、親が子どもの「食べたがっているサイン」に気がつくように進められる支援が重要である。

なお、離乳の開始前の子どもにとって、最適な栄養源は乳汁（母乳又は育児用ミルク）であり、離乳の開始前に果汁やイオン飲料¹⁶を与えることの栄養学的な意義は認められていない。また蜂蜜は、乳児ボツリヌス症¹⁷を引き起こすリスクがあるため、1歳を過ぎるまでは与えない。

¹⁵ 哺乳反射は、原始反射であり、探索反射、口唇反射、吸啜反射等がある。生まれた時から備えもつ乳首を取りこむための不随意運動で、大脳の発達とともに減少し、生後5～7か月頃に消失する。

¹⁶ イオン飲料の多量摂取による乳幼児のビタミンB₁欠乏が報告されている。授乳期及び離乳期を通して基本的に摂取の必要はなく、必要な場合は、医師の指示に従うことが大切である。

¹⁷ 授乳・離乳の支援ガイドP45「乳児ボツリヌス症について」参照

■ 離乳の進行

離乳の進行は、子どもの発育及び発達の状況に応じて食品の量や種類及び形態を調整しながら、食べる経験を通じて摂食機能を獲得し、成長していく過程である。食事を規則的に摂ることで生活リズムを整え、食べる意欲を育み、食べる楽しさを体験していくことを目標とする。

食べる楽しみの経験としては、いろいろな食品の味や舌ざわりを楽しむ、手づかみにより自分で食べることを楽しむといったことだけでなく、家族等が食卓を囲み、共食を通じて食の楽しさやコミュニケーションを図る、思いやりの心を育むといった食育の観点も含めて進めていくことが重要である。

《離乳初期（生後5か月～6か月頃）》

離乳食を飲み込むこと、その舌ざわりや味に慣れることが主目的である。離乳食は1日1回与える。母乳又は育児用ミルクは、授乳のリズムに沿って子どもの欲するままに与える。

食べ方は、口唇を閉じて、捕食や嚥下ができるようになり、口に入ったものを舌で前から後ろへ送り込むことができる。

《離乳中期（生後7か月～8か月頃）》

生後7～8か月頃からは、舌でつぶせる固さのものを与える。離乳食は1日2回にして生活リズムを確立していく。母乳又は育児用ミルクは離乳食の後に与え、このほかに授乳のリズムに沿って、母乳は子どもの欲するままに、ミルクは1日に3回程度与える。

食べ方は、舌、顎の動きは前後から上下運動へ移行し、それに伴って口唇は左右対称に引かれるようになる。食べさせ方は、平らな離乳食用のスプーンを下唇にのせ、上唇が閉じるのを待つ。

《離乳後期（生後9か月～11か月頃）》

歯ぐきでつぶせる固さのものを与える。離乳食は1日3回にし、食欲に応じて、離乳食の量を増やす。離乳食の後に母乳又は育児用ミルクを与える。このほかに、授乳のリズムに沿って、母乳は子どもの欲するままに、育児用ミルクは1日2回程度与える。

食べ方は、舌で食べ物を歯ぐきの上に乗せられるようになるため、歯や歯ぐきで潰すことが出来るようになる。口唇は左右非対称の動きとなり、噛んでいる方向に依って動く動きがみられる。食べさせ方は、丸み（くぼみ）のある離乳食用のスプーンを下唇にのせ、上唇が閉じるのを待つ。

手づかみ食べは、生後9か月頃から始まり、1歳過ぎの子どもの発育及び発達にとって、積極的にさせたい行動である。食べ物を触ったり、握ったりすることで、その固さや触感を体験し、食べ物への関心につながり、自らの意志で食べようとする行動につながる。子どもが手づかみ食べをすると、周りが汚れて片付けが大変、食事に時間がかかる等の理由から、手づかみ食べをさせたくないとする親もいる。

そのような場合、手づかみ食べが子どもの発育及び発達に必要である理由について情報提供することで、親が納得して子どもに手づかみ食べを働きかけることが大切である。

■離乳の完了

離乳の完了とは、形のある食物をかみつぶすことができるようになり、エネルギーや栄養素の大部分が母乳又は育児用ミルク以外の食物から摂取できるようになった状態をいう。その時期は生後12か月から18か月頃である。食事は1日3回となり、その他に1日1～2回の捕食を必要に応じて与える。母乳又は育児用ミルクは、子どもの離乳の進行及び完了の状況に応じて与える。なお、離乳の完了は、母乳又は育児用ミルクを飲んでいない状態を意味するものではない。

食べ方は、手づかみ食いで前歯で噛み取る練習をして、一口量を覚え、やがて食具を使うようになって、自分で食べる準備をしていく。

■食品の種類と調理

●食品の種類と組合せ

与える食品は、離乳の進行に応じて、食品の種類及び量を増やしていく。

離乳の開始は、おかゆ（米）から始める。新しい食品を始める時には離乳食用のスプーンで1さじずつ与え、子どもの様子を見ながら量を増やしていく。慣れてきたらじゃがいもや人参等の野菜、果物、さらに慣れたら豆腐や白身魚、固ゆでした卵黄など、種類を増やしていく。

離乳が進むにつれ、魚は白身魚から赤身魚、青皮魚へ、卵は卵黄から全卵へと進めていく。食べやすく調理した脂肪の少ない肉類、豆類、各種野菜、海藻と種類を増やしていく。脂肪の多い肉類は少し遅らせる。野菜類には緑黄色野菜も用いる。ヨーグルト、塩分や脂肪の少ないチーズも用いてよい。牛乳を飲用として与える場合は、鉄欠乏性貧血の予防の観点から、1歳を過ぎてからが望ましい。

離乳食に慣れ、1日2回食に進む頃には、穀類（主食）、野菜（副菜）、果物、たんぱく質性食品（主菜）を組み合わせた食事とする。また、家族の食事から調味する前のものを取り分けたり、薄味のを適宜取り入れたりして、食品の種類や調理方法が多様となるような食事内容とする。

母乳育児の場合、生後6か月の時点で、ヘモグロビン濃度が低く、鉄欠乏を生じやすいとの報告がある。また、ビタミンD欠乏¹⁸の指摘もあることから、母乳育児を行っている場合は、適切な時期に離乳を開始し、鉄やビタミンDの供給源となる食品を積極的に摂取するなど、進行を踏まえてそれらの食品を意識的に取り入れることが重要である。

フォローアップミルクは母乳代替食品ではなく、離乳が順調に進んでいる場合は

¹⁸ ビタミンD欠乏によるくる病の増加が指摘されている。ビタミンD欠乏は、ビタミンD摂取不足のほか日光照射不足が挙げられる。

摂取する必要はない。離乳が順調に進まず鉄欠乏のリスクが高い場合や、適当な体重増加が見られない場合には、医師に相談した上で、必要に応じてフォローアップミルク¹⁹を活用すること等を検討する。

●調理形態・調理方法

離乳の進行に応じて、食べやすく調理したものを与える。子どもは細菌への抵抗力が弱いので、調理を行う際には衛生面に十分に配慮する。

食品は子どもが口の中で押しつぶせるように十分な固さになるよう加熱調理をする。初めは「つぶしがゆ」とし、慣れてきたら粗つぶし、つぶさないままへと進め、軟飯へと移行する。野菜類やたんぱく質性食品などは、初めはなめらかに調理し、次第に粗くしていく。離乳中期頃になると、つぶした食べ物をひとまとめにする動きを覚え始めるので、飲み込み易いようにとろみをつける工夫も必要になる。

調味料について、離乳の開始時期は、調味料は必要ない。離乳の進行に応じて、食塩、砂糖など調味料を使用する場合は、それぞれの食品のもつ味を生かしながら、薄味でおいしく調理する。油脂類も少量の使用とする。

離乳食の作り方の提案に当たっては、その家庭の状況や調理する者の調理技術等に応じて、手軽に美味しく安価でできる具体的な提案が必要である。

¹⁹ フォローアップミルクの鉄含有量（6商品平均9.0 mg/100 g）は育児用ミルク（平均6.5 mg/100 g）の約1.4倍である。

2019年3月授乳・離乳の支援ガイド（P30～P33 抜粋）

食事提供時の姿勢のポイント

■姿勢のポイント

* 5、6か月（嚥下を促す姿勢）

- ・ 介助しながら摂食・嚥下機能を上手に獲得させていく。
- ・ 子どもの発育・発達には個人差があるので、子どもの様子をよく見ながら離乳食を進めていき、食べる姿勢に配慮していく。

* 7、8か月～幼児期（顎や舌に力が入る姿勢）

- ・ 椅子の場合は、足の裏が床につく高さにして深く座る。
- ・ テーブルに向かってまっすぐ座り、肘がつく高さにする。

（嚥下を促す摂食指導）



開口時に、舌が床に平行程度の頸部の角度にする。





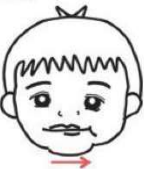
体が深く沈み込み、上半身を傾けることが出来ないような椅子は、食事のときには使わないようにする。



・ 背もたれは、お風呂マットに、カバーを掛けるなどの工夫をする。
・ 足元はお風呂マットを切ったりくりぬいたりして工夫する。

平成 28 年 3 月「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」＜参考例 1＞誤嚥・窒息事故の防止「誤嚥・窒息事故防止マニュアル～安全に食べるためには～（浦安市作成）」（P19 から一部抜粋）

離乳食の進め方の目安

		離乳の開始	→			離乳の完了
		以下に示す事項は、あくまでも目安であり、子どもの食欲や成長・発達の状況に応じて調整する。				
		離乳初期 生後5～6か月頃	離乳中期 生後7～8か月頃	離乳後期 生後9～11か月頃	離乳完了期 生後12～18か月頃	
食べ方の目安		○子どもの様子をみながら1日1回1さじずつ始める。 ○母乳や育児用ミルクは飲みたいだけ与える。	○1日2回食で食事のリズムをつけていく。 ○いろいろな味や舌ざわりを楽しめるように食品の種類を増やしていく。	○食事リズムを大切に、1日3回食に進めていく。 ○共食を通じて食の楽しい体験を積み重ねる。	○1日3回の食事リズムを大切に、生活リズムを整える。 ○手づかみ食べにより、自分で食べる楽しさを増やす。	
調理形態		なめらかにすりつぶした状態	舌でつぶせる固さ	歯ぐきでつぶせる固さ	歯ぐきで噛める固さ	
1回当たりの目安量						
I	穀類 (g)	つぶしがゆから始める。 すりつぶした野菜等も試してみる。 慣れてきたら、つぶした豆腐・白身魚・卵黄等を試してみる。	全がゆ 50～80	全がゆ 90～軟飯80	軟飯90～ ご飯80	
II	野菜・ 果物 (g)		20～30	30～40	40～50	
III	魚 (g)		10～15	15	15～20	
	又は肉 (g)		10～15	15	15～20	
	又は豆腐 (g)		30～40	45	50～55	
	又は卵 (個)	卵黄1～ 全卵1/3	全卵1/2	全卵1/2～ 2/3		
	又は乳製品 (g)	50～70	80	100		
歯の萌出の 目安			乳歯が生え始める。	1歳前後で前歯が 8本生えそろう。 離乳完了期の後半頃に奥歯（第一乳臼歯）が生え始める。		
摂食機能の 目安		口を閉じて取り込みや飲み込みが出来るようになる。 	舌と上あごで潰していくことが出来るようになる。 	歯ぐきで潰すことが出来るようになる。 	歯を使うようになる。	

※衛生面に十分に配慮して食べやすく調理したものを与える

2019年3月授乳・離乳の支援ガイド (P34 から抜粋)

【離乳食の固さ・大きさの目安】

離乳食の固さ・大きさの目安




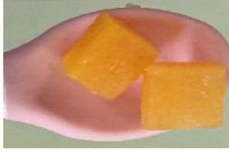












(食材は赤ちゃんの食べる機能の発達に合わせた固さと大きさに調理します)

離乳期	離乳初期 (5~6か月ごろ)	離乳中期 (7~8か月ごろ)	離乳後期 (9~11か月ごろ)	離乳完了期 (12~18か月ごろ)
調理形態	なめらかにすりつぶした状態	舌でつぶせる固さ	歯ぐきでつぶせる固さ	歯ぐきでかめる固さ
ごはん	 すりつぶす 10倍がゆ	 粒が残るくらい 7倍がゆ	 粒(5倍がゆ)に慣れたら軟飯へ	 軟飯に慣れたらごはんへ
めん	 すりつぶす	 細かく切る (指で軽くつぶせる固さ)	 1cm程度の長さに切る	 2~3cm程度の長さに切る
食パン	 とろとろに煮る	 細かく切り湯などでやわらかく	 1cm程度に切り湯などでやわらかく	 手づかみしやすいステック状に切る

※写真はあくまでも目安となります。

離乳食の固さ・大きさの目安

(食材は赤ちゃんの食べる機能の発達に合わせた固さと大きさに調理します)

離乳期	離乳初期 (5~6か月ごろ)	離乳中期 (7~8か月ごろ)	離乳後期 (9~11か月ごろ)	離乳完了期 (12~18か月ごろ)
調理形態	なめらかにすりつぶした状態	舌でつぶせる固さ	歯ぐきでつぶせる固さ	歯ぐきでかめる固さ
根菜	初めのころ	初めのころ	初めのころ	初めのころ
				
根菜は水からゆでることが基本です	慣れてきたら	慣れてきたら	慣れてきたら	慣れてきたら
				
	やわかくゆでてなめらかにすりつぶす	2~3mm程度に切る	5~8mm程度に切る	1cm程度に切る
葉物				
	離乳初期・中期は葉のやわらかい部分を使い、離乳後期以降は茎も使えます	すりつぶす、うらごしして繊維を除く	細かく切る	5mm程度に切る
果物				
	なめらかにすりつぶし湯などでかたさを調整する	2~3mm程度に切る	5mm程度に切る	手づかみ食べをしやすいよう輪切りにする

※写真はあくまでも目安となります。

離乳食の固さ・大きさの目安

(食材は赤ちゃんの食べる機能の発達に合わせた固さと大きさに調理します)

離乳期	離乳初期 (5～6か月ごろ)	離乳中期 (7～8か月ごろ)	離乳後期 (9～11か月ごろ)	離乳完了期 (12～18か月ごろ)
調理形態	なめらかにすりつぶした状態	舌でつぶせる固さ	歯ぐきでつぶせる固さ	歯ぐきでかめる固さ
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">魚</div> <p>しらす、たらたい、ひらめかれい、鮭など</p> <p>中までしっかりとゆでて使います</p>	 <p>なめらかにすりつぶす</p>	 <p>1～2mm程度にほぐす</p>	 <p>5～8mm程度にほぐす</p>	 <p>1cm程度にほぐす</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">卵</div> <p>卵をかたゆでにし、耳かきの先にのせるくらいの量から始めます</p>	 <p>卵黄をすりつぶして湯などでのばす</p>	 <p>卵白もごく少量から与える</p>	 <p>卵黄はほぐし、卵白は2～3mm程度</p>	 <p>卵黄はほぐし卵白は5mm程度</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">肉</div> <p>白身魚や豆腐に慣れたら、離乳中期にささみ肉からスタート</p>	<p>まだ食べさせない</p>	 <p>すりつぶしてとろみをつける</p>	 <p>粗くすりつぶすか1～2mm程度に</p>	 <p>5mm程度に切りほぐす</p>

※写真はあくまでも目安となります。

2024年3月建昌福祉会 保育園・認定こども園における離乳食の進め方(参考)

(2) 食事中の誤嚥防止のためのポイント

食事中は、重大事故が発生しやすい場面の一つです。これまでも、りんごやパン、ブドウなどによる、誤嚥事故が発生しており、令和4年度から5年度にかけて、りんごを食べた子どもの事故が続きました。

このことを受け、令和6年3月29日にこども家庭庁から「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」の事務連絡が発出され、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について注意喚起がなされたところです。

その中では、「りんごなども基本的に使用を避け、どうしても食べさせる場合は、離乳食完了期までは加熱して与える」と、りんごの提供のあり方を明確にしています。

ここでは、当該事務連絡から、食べるときの重大事故を防ぐためのポイントを抜粋して紹介します。

■施設・事業者による事故防止のための取り組み

●重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

○食事中

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるようこどもの意志に合ったタイミングで与える。
- ・ こどもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する。）。
- ・ 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事の提供中に驚かせない。
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

【補足事項】

教育・保育施設等においては、これまでも、りんごやパン、ぶどうなどによる誤嚥事故が発生している。今年度※は、すりおろしたりんごを食べた子どもの事故や、小学校の学校給食において、うずらの卵を喉に詰まらせこどもが窒息する事故が発生している。こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

りんごは、咀嚼により細かくなっても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいため、（離乳食）完了期までは加熱して提供すること。

※今年度とは、令和5年度を示しています。

令和6年3月29日付こども家庭庁事務連絡「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」（P3から抜粋）

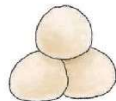
たべる

ときにきをつけること

過去に事故が発生した食材



ナッツ・豆類



白玉団子



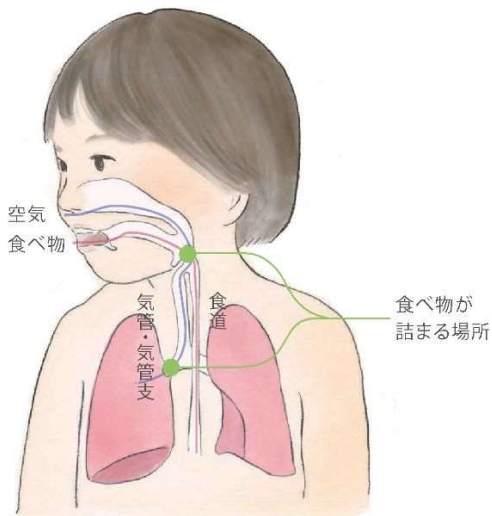
ミニトマト



りんご

① 食材については次のことに気を付けましょう

- 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識する
- 球形・かたい・粘着性が高いといった形状や性質の食べ物は避ける（過去に事故が発生した食材の例：ナッツ・豆類（ピーナッツなど）、ミニトマト、白玉団子、ぶどうなど）
- りんごなども基本的に使用を避け、どうしても食べさせる場合は、離乳食完了期までは加熱して与える…過去に事故が発生しており、かむことで細かくなつたとしてもかたさ、切り方によってはつまりやすい



令和6年3月29日付子ども家庭庁事務連絡「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」（別添資料抜粋（一部改編））

こどもの 教育・保育施設等の職員向け 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび



② 食事の与え方・介助の仕方に配慮しましょう

- 食べ物は子どもの口に合った量で与え、汁物などの水分を適切に与える…のどや気管につまらせないようにする
 - 子どもの意志に沿うタイミングで与える…眠くなった、もう食べたくないといった食べることに集中できない様子を確認したら無理に食べさせない
 - 食事中に驚かせない
- ## ③ こどもの様子を共有・観察しましょう
- 食事前に保護者や職員間でこどもの食事に関する情報を共有する（例：食べるための機能や食事に関する行動の発達状況、当日の健康状態など）
 - 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意）
 - 食事中に眠くなっていないか・姿勢よく座っているかを注意する

たべるときにひそむリスク

- こどもは、奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない
- 硬くてかみ砕く必要のあるナッツ・豆類などをのどや気管に詰まらせて窒息（ちっそく：食べ物がのど等につまること）したり、小さなかけらが気管に入り込んで肺炎や気管支炎を起こしたりするリスクがある
- 食べ物を口に入れたままで、走ったり、寝転んだり、笑ったり、泣いたり、驚いたり、声を出したりしたあと、一気に息を吸い込むと口の中の食物片が気管支に吸い込まれて、窒息・誤嚥（ごえん：食べ物などが気管や気管支に入ること）のリスクがある

(3) 食物アレルギーの予防

食物アレルギーの予防対策については、事故検証委員会報告書では触れていないため、国が発出している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のためのガイドライン」から一部引用して以下に掲載します。

○食物アレルギー・アナフィラキシーとは

食物アレルギーとは、特定の食物を摂取した後にアレルギー反応を介して皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じる症状のことをいう。原因食物は鶏卵、牛乳、小麦の割合が高くなっている。

アレルギー反応により、じん麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、息苦しさなどの呼吸器症状等が、複数同時に急激に出現した状態をアナフィラキシーという。その中でも、血圧が低下し意識レベルの低下や脱力等をきたすような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態を意味する。

保育所に入所する乳幼児のアナフィラキシーの原因のほとんどは食物であるが、それ以外にも医薬品、食物依存性運動誘発アナフィラキシー、ラテックス（天然ゴム）、昆虫刺傷などがアナフィラキシーの原因となりうる。

2019（平成 31）年 4 月保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（P25～P26 一部引用）

- アレルギーについて施設・事業所での配慮が必要な場合、保護者から申し出てもらい、幼稚園等の学校においては学校生活管理指導表を、保育所においてはアレルギー疾患生活管理指導表を配布し、提出してもらう。食物の除去については、医師の診断に基づいた同表を基に対応を行い、完全除去を基本とする。
- 主要原因食物（鶏卵、牛乳、小麦）に対する食物アレルギーの子どもが施設・事業所にいる場合、除去食又は、代替食による対応が必要。
- 施設・事業所では家庭で摂ったことのない食物は基本的に与えないことが望ましい。また、家庭で摂ったことのある食物を与えたときであっても、新規に症状を誘発する場合があることから、食事後に子どもがぐったりしている等の場合、アナフィラキシーショックの可能性を疑い、必要に応じて救急搬送を行うことが望ましい。
- 除去食、代替食の提供の際には、食事提供のプロセスである①献立、②調理、③配膳Ⅰ（調理室から食事を出すときの配膳）、④配膳Ⅱ（保育室等での食事を準備するときの配膳）、⑤食事の提供、という一連の行動において、どこで人的エラーが起きても誤食につながることに注意する。
- 自らの施設・事業所において、人的エラーが発生する可能性がある場面を明らかにし、人的エラーを減らす方法や気づく方法のマニュアル化を図ることが望ましい。《P14<参考例 2>参照》

【人的エラーを減らす方法の例】

- ・材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- ・食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にする。
- ・材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもの食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。
- ・除去食・代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- ・食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。

平成28年3月「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(P4～P5 引用一部改編)

〈参考例2〉

食物アレルギーに関するマニュアル作成の例（法人保育園の食物アレルギーマニュアル）の作成の際の実践例）

（NPO 法人保育の安全研究・教育センター提供）

例1：調理途中の工程で除去食を取り分ける時は、声に出して確認する。

→（アドバイザーコメント）

「声に出して確認する」とは、どうやって？ 一人で？

→（修正後）

調理途中の工程で除去食を取り分ける時は、調理している人が、他の2人に声に出して知らせる。他の2名は取り分けたことを目で見確認し復唱する。

例2：おかわり時。カウンターに置き（蓋をつけ、食品が混ざらないように）大人が入れる。アレルギー対応のおかわりは、配膳時と同じ色のお盆に乗せ、お皿にラップをかけ、名前を記入。「〇〇くんの△△（献立）のおかわり、もらいます」と声をかけ、給食職員から職員へ手渡し。

→（アドバイザーコメント）

どこへ置く？ 手渡し時には声をかけるだけ？ 返事はいらない？

→（修正後）

おかわりを配膳時と同じお盆に乗せ（アレルギーの子どもの名前とその子どものトレイの色がここに書いてある）、お皿にラップをかけ、名前を記入してカウンターの南側に置く。他のおかわりは、食品が混ざらないように蓋をつけ、カウンターの北側に置き、おとなが入れる。

「〇〇くんの△△のおかわり、もらいにきました」「〇〇くんの△△のおかわりはこれです。」「はい、〇〇くんの△△のおかわりはこれですね」と職員が給食職員に声をかけ手渡しをする。

例3：献立表どおり作る。もし変更した場合は、その日の給食閲覧メッセージカードに変更を記入し、保護者にもわかるようにする。

→ (アドバイザーコメント)

「変更しない」と言ったら徹底する。「変更するな」と言っておいて「もし変更したら」では、ルールにならない。

→ (修正後)

献立どおりに作る。発注者側のミスで違うものが届いた時などで変更せざるを得ない場合は、その日の給食閲覧メッセージカードに変更を記入し、保護者にもわかるようにし、口頭でも変更部分を保護者に伝える(変更の基準を明確化)

平成 28 年 3 月「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(P27 から抜粋)

(4) 保護者との協働と連携

事故検証委員会報告書によると、離乳食に関する「家庭や保育園での摂食状況」や「進行状況」「考え方」に関する情報共有は、口頭やれんらくノートの情報だけでは不十分であり、実際に提供している離乳食を保護者が知る機会を設けるなどの対応を行ってれば、離乳食提供に関する双方の行き違いを早期に是正し、事故を未然に防ぐことができた可能性はある、と課題を挙げています。

このことは、市内認可保育施設を利用している 0、1 歳児の保護者に実施した離乳食アンケートでは、「保育施設で提供されている給食(離乳食)を実際に見てみたい」「どんなものを食べているのか訊かないと教えてもらえない。」という自由意見からも、保護者は保育施設側とのコミュニケーションを求めていることが伺えます。

提言 3 保護者との連携を密にし、保育情報を共有すること

園児の発達や個人差を考慮しながら、「食物アレルギー」「苦手な食べ物等」離乳食に関する保護者とのやり取りを施設側が文書化して、職員間と保護者との情報共有を図る。また、保護者が実際に保育施設で提供している離乳食を知る機会を設けるよう検討する。

保護者から得た情報や園児の発育・発達状況をもとに、離乳食・食行動についての情報収集を行い、園児の食事の状況や介助・見守りの留意すべき課題のアセスメントを行い、現状を評価し、配慮すべき事項を保護者と職員間で必ず共有する。

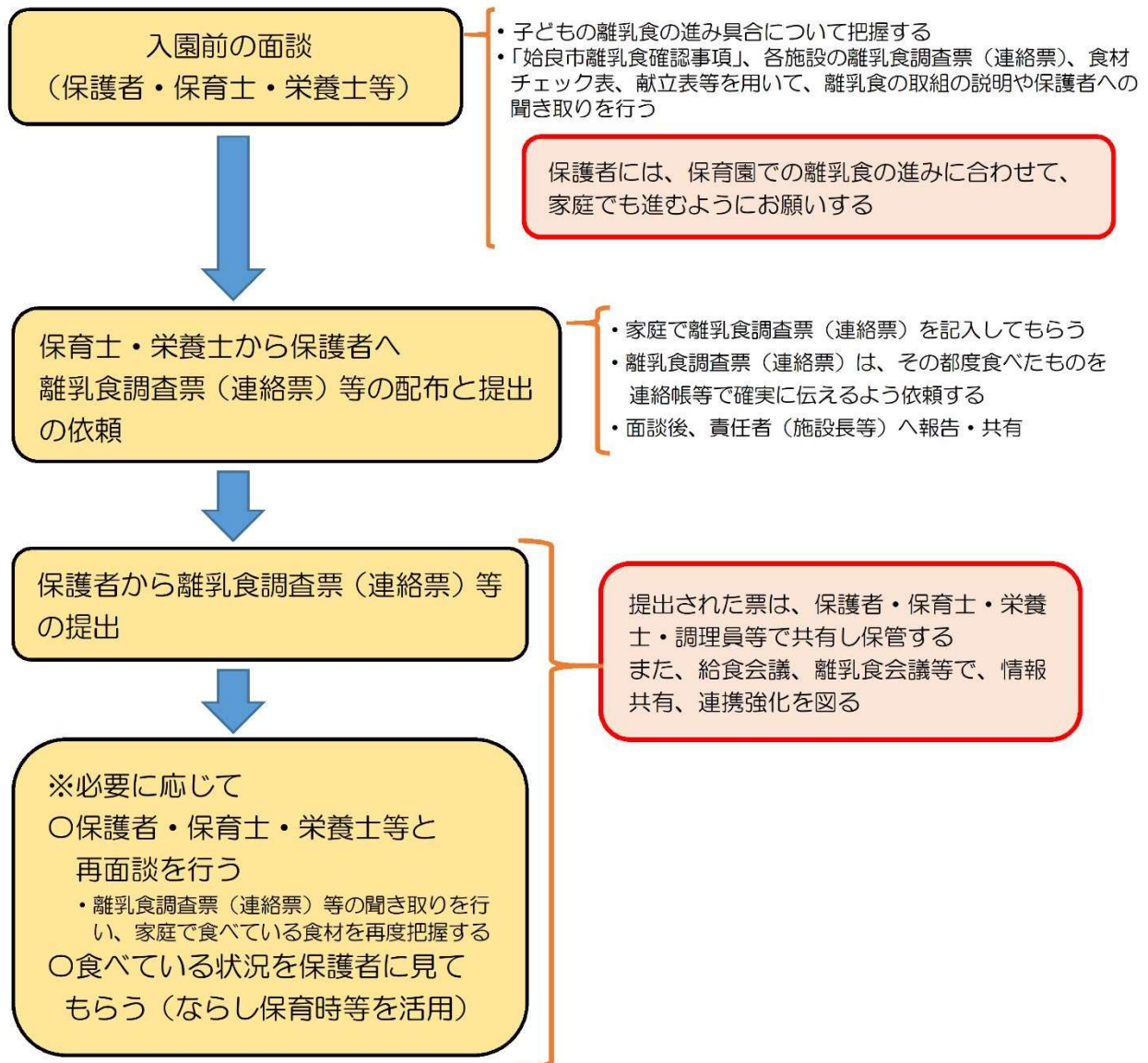
提言 5 保育の質の向上に向け、組織的な取り組みを行うこと

(略) さらに保護者や職員間の連携には、コミュニケーション能力を養う必要がある。園児の様子を説明することや、保護者からの要望や意見等に対し正確かつ、誠実に対応すること等が保護者の安心感に繋がる。そのために連絡帳やメールなどの文字のみではなく、日頃から対面で会話を交わし、ノンバーバルコミュニケーション※も用いた豊かな伝達の機会を増やすことが、事故を防ぐために大切である。

(※表情や身振り手振りなどの仕草、話し方等によって意思や考え方を伝える、言語に依らないコミュニケーション手法のことをいう。)

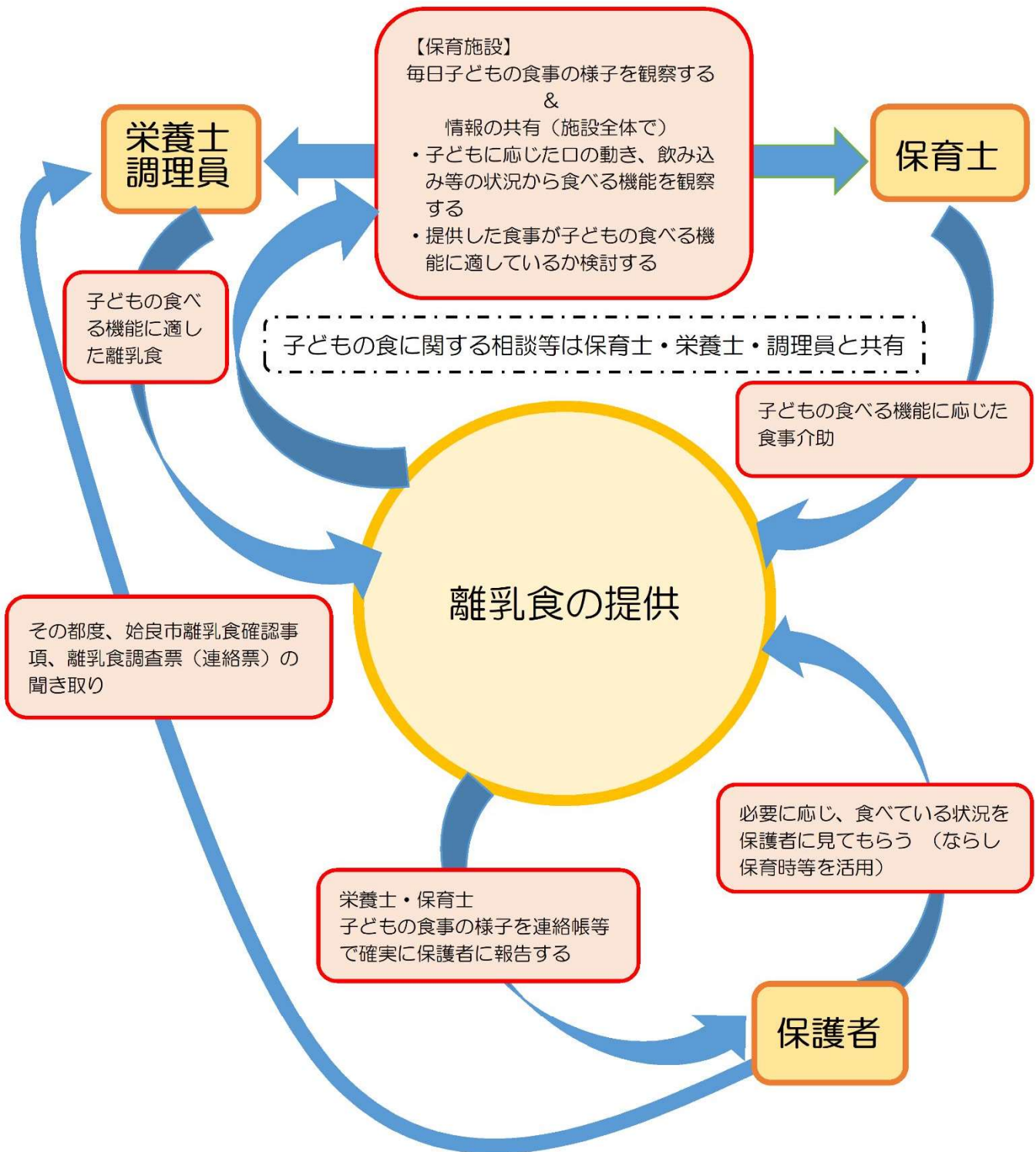
離乳食の進め方（例）

〇ご家庭での離乳食の進みを確認



※食物アレルギーがある場合は、生活管理指導表の提出が必要
※職員会議や給食検討会等において、「始良市教育・保育施設等における給食時に係るチェックシート」を活用しながら、〇歳児担当保育士と栄養士、調理員による共通理解を図る

○離乳食提供の役割



次の離乳期にあげる判断は保育士・栄養士・調理員・保護者等で協議し決定する

※表中の「始良市教育・保育施設等における給食時に係るチェックシート」と「始良市離乳食確認事項」については、始良市離乳食提供ガイドラインの「5 離乳食に関するチェックシート等の活用について」（P21～22）に掲載

2024年3月建昌福祉会 保育園・認定こども園における離乳食の進め方（参考）

(5) 職員間の情報共有

事故があった施設の離乳食の提供は、「食材チェック表」が情報共有の中心となっていました。小さな変更等は保育士から栄養士へ口頭で伝達し、栄養士が食材チェック表にメモをするという方法で行われており、人的エラーが生じやすい方法で行われていました。

食事時の誤嚥による窒息事故を防止するためには、担当保育士だけに任せず、組織として多職種で連携しながら安全な給食が提供されるようリスク管理をすることが求められます。

職員間のきめ細やかな連携・連絡体制は非常に重要であり、組織内外の連携・連絡、伝達の動線、責任体制が整っていなければ保護者の不安に繋がります。

提言1 給食管理体制の確保、リスク管理の徹底を行うこと

各教育・保育施設等において、給食（離乳食）提供時に、普段食べている食材が、誤嚥・窒息に繋がる可能性があることを常に認識し、事故に繋がりにくい食材を提供していないか、適時見直しを行う。また、「調理方法」「調理に使用する器具」「食器等の劣化状況や調理環境の衛生管理」等の点検を実施して管理の徹底を図り、衛生的かつ安全な給食の提供を遵守する。そのために、施設長・保育士・栄養士・調理員等の役割を明確化し、組織全体で給食管理体制に取り組む。

この管理体制を徹底するために「始良市教育・保育施設等における給食時に係るチェックシート」（p48~49*参照）を活用し、市内の全ての保育施設で安全な給食の提供ができるようリスク管理を徹底する。

*事故検証委員会報告書のページを示しています。また、本ガイドライン P21 にも掲載しています。

(6) 国が示すガイドライン及び通知の遵守

国が平成28年3月に示した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下、「事故防止ガイドライン」という。）には、「リンゴや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によっては、詰まりやすい食材であるため離乳食完了期（1歳～1歳半頃）までは加熱して提供する」（浦安市作成の参考例の中に示されている）と記載されています。また、「授乳・離乳の支援ガイド（2019年改訂版）」でも「食品の種類と調理」の項目にある「調理形態・調理方法」に「食品は、子どもが口の中で押しつぶせるように十分な固さになるよう加熱調理をする」と飲み込みやすさへの工夫の必要性を記載しています。

提言4 各種ガイドラインの共有・遵守をすること

第4章 保育施設へのアンケートの結果から、国が発出する「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下、「事故防止ガイドライン」という。）であるが、始良市では事故防止ガイドラインに沿っ

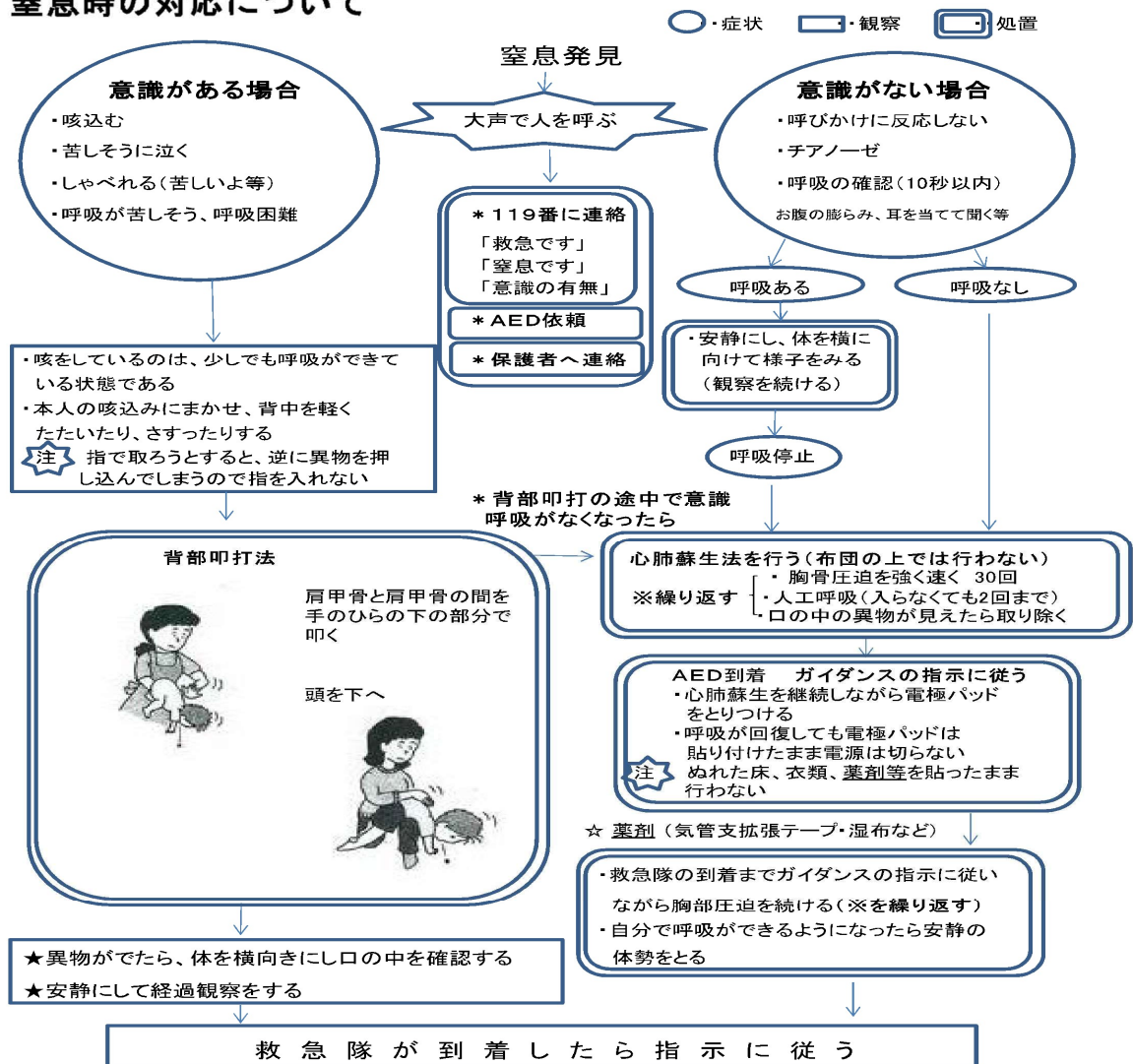
た取り組みを行っている施設が少ないことが判明した。この結果から事故防止ガイドラインが形骸化している可能性が懸念される。今後は、事故防止ガイドラインの意義を十分理解して、確実に実践できるよう各施設にあった事故対応マニュアルを作成し、再度、施設組織全体で共有・遵守されているか確認を行う。

そのためには施設長などの管理責任者は、保育要領をはじめ、国や行政機関からの通知・通達などの文書や各種ガイドライン・マニュアル等の指針となる資料は、自ら精通し、常に最新の状態に更新する。施設長自らが率先して意識を高く持ち最新の情報を職員と共有する。同時に、職員一人ひとりが各種ガイドライン・マニュアルを徹底して遵守した保育に取り組むよう指導すること。

4 窒息事故が発生した場合の迅速な対応

【誤嚥・窒息事故の防止】

窒息時の対応について



平成 28 年 3 月「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」＜参考例 1＞誤嚥・窒息事故の防止「誤嚥・窒息事故防止マニュアル～安全に食べるには～（浦安市作成）」(P24 から抜粋)

応急処置

こどもの 教育・保育施設等の職員向け 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび

もしこどもの窒息などが起きてしまったら
突然心臓が止まったり、溺れたりした場合、
一刻も早い手当てが必要です。
すぐに**119番・応急処置**を開始しましょう。

心肺蘇生法 胸骨圧迫(心臓マッサージ)



強さ 胸の厚さが3分の1くらい沈む強さ
速さ 1分間に100~120回
幼児: 胸骨の下部分を、手のひらの根元で押す
乳児: 左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で押す

背部叩打法



幼児: こどもの後ろから片手を脇の下に入れ、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせる。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に叩く
乳児: 片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩く

胸部突き上げ法



片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかりと支える。
心肺蘇生法の胸部圧迫と同じやり方で圧迫

腹部突き上げ法



後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫
(※幼児のみ、乳児は除く)

令和6年3月29日付こども家庭庁事務連絡「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」(別添資料一部抜粋)

- ・ 乳児の応急処置法
(始良市ホームページ) > (総合メニュー) > (こんなときは? 「子育て」) > (急病・緊急・保育サポート「乳児の応急処置法」)



5 離乳食に関するチェックシート等の活用について

誤嚥事故の再発防止対策として、保育施設等で給食時に係るチェックシート等を作成しました。

それぞれの様式は、参考様式として提示してありますので、各保育施設等の実情に合わせて、活用してください。

なお、(3)始良市教育・保育施設等におけるヒヤリハット（事故）報告書については、食事中の事例以外でも、「園外に飛び出しそうになった」「園外活動中の見失い」など保育活動中の事例についても作成し、市に報告書を提出する参考様式になります。

(1) 始良市教育・保育施設等における給食時に係るチェックシート

【目的】

国や施設独自の給食（離乳食）に関するマニュアルがあっても、それを形骸化させてしまうことがあってはなりません。そのため、職員会議等の場で、給食提供と緊急時対応のあり方が適正なのかを定期的に自主点検し、常に子どもの安全を意識することができるようにするために活用するシートです。

始良市教育・保育施設等における給食時に係るチェックシート			
確認日 令和 年 月 日 確認者			
チェック項目	チェック		
普段食べている食材が誤嚥・窒息につながる可能性があることを認識して、事故につながりやすい食材を提供していないか、事故防止を行い、食事の介助及び観察をする。	<input type="checkbox"/>	① 自園で作成する運営規程、②事故対応マニュアルについて職員間で共有し、定期的に見直しを行っている。	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/>
食事の介助をする際に下記のポイントを注意する。(ガイドライン抜粋)		誤嚥・誤飲等の事故が起きた際の職員間の役割分担（①応急処置、②心肺蘇生、③救急通報、④保護者連絡、⑤事故記録の整理等）を決めている。	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
① ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意思に合ったタイミングで与える。	① <input type="checkbox"/>	緊急時対応	<input type="checkbox"/>
② 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。	② <input type="checkbox"/>		
③ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。	③ <input type="checkbox"/>		
④ 汁物などの水分を適切に与える。	④ <input type="checkbox"/>		
⑤ 食事の提供中に驚かせない。 (後ろから急に抱き上げない、声をかけて前から抱く等)	⑤ <input type="checkbox"/>		
⑥ 食事中に眠くなっていないか注意する。	⑥ <input type="checkbox"/>		
⑦ 正しく座っているか注意する。	⑦ <input type="checkbox"/>		
食事に使用する調理器具、食器の劣化状況や食べる環境の衛生管理状況について、確認をしている。	<input type="checkbox"/>	緊急時に応急処置、心肺蘇生のできる看護師、保育士等の職員配置ができています。	<input type="checkbox"/>
園児の発達や個人差を考慮しながら、食物アレルギー、苦手な食べ物等、子どもの食事に関する情報について、①保育士、②調理員・栄養士、③保護者の3者が確認、文書化し、④定期的な情報を共有している。	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>	ヒヤリハット事例が発生した際は、職員全員で情報を共有し、施設内で事故防止のための具体的な対応を検討し、結果を職員に提示する。対応、判断に迷った際は、「始良市子どもみらい課へ報告を行い、ケースによっては、「始良市教育・保育施設等におけるヒヤリハット（事故）報告書」を始良市子どもみらい課へ提出する。	<input type="checkbox"/>
		以下のような重大事故が起きた際は、国への報告対象となるため、事故当日に始良市子どもみらい課へ報告を行う。 ・死亡事故 ・意識不明事故 ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故	<input type="checkbox"/>

(2) 始良市離乳食確認事項

【 目 的 】

月齢に合った離乳食回数や調理形態、そして、子どもの発達の状態を保護者とともに確認し、子どもの発達の状態に合わせた食事の提供を考えるためのシートです。

子どもの発達や個人差を考慮しながら「食物アレルギー」「苦手な食べ物等」離乳食に関する保護者とのやり取りを施設側が文書化し、更に、保護者が実際に保育施設で提供している離乳食を知る機会を設ける一つ的手段として活用してください。

始良市離乳食確認事項			
児童名		生年月日	
離乳初期（生後5～6か月頃）			
担当者（保育士・栄養士・調理員）		保護者	
離乳初期（生後5～6か月頃）			
調理形態	なめらかにすりつぶした状態：目安はヨーグルト		
特徴	唇を閉じて、ごっくと飲み込める		
離乳食の回数	開始後の1か月間は、1日1回		
確認事項		確認日	確認者
首のすわりがしっかりしている			
支えてあげると座ることができる			
食べ物に興味を示す			
スプーンなどを口に入れても舌で押し出すことが少なくなる			
スプーンから食べ物を唇で取り込むことができる			
「お口あーん」と声をかけられると自分で口を開ける			
離乳中期（生後7～8か月頃）			
担当者（保育士・栄養士・調理員）		保護者	
離乳中期（生後7～8か月頃）			
調理形態	舌でつぶせる固さ：目安は豆腐		
特徴	舌と上あごで食べ物をすりつぶして食べられるようになる		
離乳食の回数	1日2回		
確認事項		確認日	確認者
座らせたらひとり座りができる			
舌の使い方が上手になり、唇を閉じて口の中に食べ物を送ろうとする			
肉や魚など、舌ですりつぶしにくい物は、口の中に残ったり出したりする			

離乳後期（生後9～11か月頃）	
担当者（保育士・栄養士・調理員）	保護者
離乳後期（生後9～11か月頃）	
調理形態	歯ぐきでつぶせる固さ：目安はバナナ
特徴	舌で食べ物を片側に寄せ、奥の歯ぐきで噛む動作ができるようになる
離乳食の回数	1日3回
確認事項	
はいはいが上達し、目指す方向に移動できる	
手づかみで食べる	
手のひらで押し込む	
コップを使って飲もうとする	
形ある食べ物を歯ぐきの方に送り、上下の歯ぐきでつぶす	
離乳完了期（生後12～18か月頃）	
担当者（保育士・栄養士・調理員）	保護者
離乳完了期（生後12～18か月頃）	
調理形態	歯ぐきで噛める固さ：目安は肉団子
特徴	前歯を使って食べ物を噛み切ったり奥歯で噛んだりするようになる
離乳食の回数	1日3回
確認事項	
一人歩きができる	
意味のある言葉を話す	
前歯でかじり、舌を上下左右に動かして移動させる	
歯の生えていない奥の方の歯ぐきでつぶして食べる	
スプーンやフォークを使って食べようとする	
食べる量や好き嫌いなど、個人差が出てくる	

(3) 始良市教育・保育施設等におけるヒヤリハット（事故）報告書

【 目 的 】

1件の重大事故の背景には、29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には、300件のヒヤリハットが隠れていると言われていています。これは「ハインリッヒの法則」として、広く知られているところです。

重大事故については、市や県に報告する必要がありますが、重大事故にいたらなかった軽微な事故やヒヤリハット事案についても、施設内の職員で共有して、再発防止策を立てておく必要があります。

そこで、重大事故にいたらなかったこのような事案についても、市への報告にご協力をお願いします。ご報告いただいた報告書につきましては、法人情報及び個人情報を含まない内容を市内保育施設等に周知し、重大事故の発生防止に役立てるようにします。

始良市教育・保育施設等におけるヒヤリハット（事故）報告書

年 月 日

施設名	
報告者氏名	
発生日時	年 月 日 () 時 分
発生場所	
ヒヤリハット（事故）の状況	(通院治療を伴うケガ、食物アレルギー、園外活動中の見失い等)
今後の改善策	

【子どもみらい課 記載欄】

部長	次長	課長	課長補佐	係長	係

他施設への注意喚起	<input type="checkbox"/> 処理済み	<input type="checkbox"/> 未処理	<input type="checkbox"/> 処理しない
-----------	-------------------------------	------------------------------	--------------------------------

※あくまでも参考様式ですので、園の実情に合わせて項目を追加することも可能です。

こどもの事故防止ハンドブック
 0歳から6歳（小学校に入学する前の未就学児）の子どもに予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法のポイントをまとめたものです。



始良市離乳食提供の取り組み

次の事項を確認し、事故防止の徹底に取り組みましょう。

●保護者との連携・情報共有を図りましょう。

- 始良市離乳食確認事項を活用し、保護者と共に離乳食について確認しましょう。
- 食べていない食材を把握するため、食材を明記した献立表を作成し、保護者に確認しましょう。
- 施設で提供するアレルギー食材を明記した離乳食調査票（連絡票）等を作成し、書面で定期的に保護者と確認しましょう。
- ※上記の献立表や離乳食連絡調査票（連絡票）は、食物アレルギー防止のため、保護者との連携・情報共有を確認するために重要です。
- 必要に応じて離乳食を食べている様子を保護者が知る機会を設けましょう。また、その機会は離乳食提供の時期にあわせて、早期に設けるように努めましょう。
(食事の様子を実際に見てもらい、施設や家庭で使用しているスプーンや椅子、食材の形状、大きさ、固さ等について、保護者と情報交換しましょう。)
- 施設は保護者が相談しやすい環境づくりに努め、積極的に保護者とのコミュニケーションを取りましょう。

●施設内での連携・情報共有を図りましょう。

- 保護者からの情報や離乳食調査票（連絡票）等は、職員会議、給食会議等で情報共有しましょう。
- 離乳食提供時において、離乳食が子どもの食べる機能に適しているか観察し、給食会議、離乳食会議等で情報共有しましょう。
- 積極的に各種研修を実施、または受講し、その内容は施設内で確実に共有しましょう。
- 施設での従来の取り組み、施設の事故防止マニュアル等を見直し、ガイドラインに則したものになっているか確認しましょう。また、見直した事項は施設内での共有を徹底しましょう。
- 職員会議等で、始良市教育・保育施設等における給食時に係るチェックシートを活用し、給食提供と緊急時対応のあり方についての自主点検を実施しましょう。

●離乳食提供時の取り組みについて

調理時

- 調理方法、調理器具、食器等の劣化や適切な衛生環境の確認をしましょう。
- 調理は全て調理室で行いましょう。
- 安全な食材はないことを意識して調理しましょう。
- 食材が適切な形状、大きさ、固さ等であるか確認しましょう。
- 1歳未満の子どもにハチミツ、黒糖、牛乳（飲用）は与えないようにしましょう。

提供前

- 離乳食の検食を実施しましょう。
- 水分（汁物）があるか確認しましょう。
- 子どもが食べるタイミングが適切であるか注意しましょう。

提供時

- 子どもの発達に応じた食事回数になっているか確認しましょう。
- 正しい姿勢で座っているか確認しましょう。
- 食材が適切な形状、大きさ、固さ等であるか確認しましょう。
- 声かけをしながら提供し、口の動きを促しましょう。
- 辛い、苦いなどの顔の表情に注意しましょう。
- 子どもの口にあった量を提供し、口の動きに注意しましょう。
- 飲み込みを確認しながら提供しましょう。
- 急に後ろから抱きかかえるなど、驚かせないようにしましょう。
- 提供途中で眠くなった場合は、口の中に食材が残っていないか確認しましょう。

提供後

- 食後に、口の中に食材が残っていないか、子どもに異変がないか注意しましょう。

●ヒヤリハット事例は市へ報告しましょう。

- ヒヤリハット事例は施設内で情報共有したうえで、市へ報告しましょう。（個人・法人情報を守りながら市内施設で共有します。）

～国のガイドラインを遵守しましょう～

7 始良市の子育て支援体制

(1) 離乳食教室 ※要予約

ア 対象者 生後5か月児の保護者（赤ちゃんや付き添いの方の参加も可能）

イ 内容

- (ア) 栄養士・保健師による離乳食の進め方の講話（実演を見ることも可能）
- (イ) 歯科衛生士による乳幼児期の歯磨きや口の発達の講話

(2) 母子健康相談 ※要予約

ア 対象者 妊産婦、生後2か月以上の未就学児

イ 内容

- (ア) 母子相談：保健師が、妊娠・出産・育児についての相談やお子さんの身体計測に応じます。
- (イ) 栄養相談：栄養士が、離乳食、食事や栄養についての相談に応じます。
- (ウ) 母乳相談：助産師が、母乳相談に応じます。
- (エ) 運動発達に関する相談：理学療法士が、お子さんの体の運動発達を促す関わり方やふれあい遊びについての相談に応じます。
- (オ) 歯科に関する相談：歯科衛生士が、お子さんの歯みがきや口腔機能発達についての相談に応じます。

(3) オンライン妊産婦・育児相談（ZOOM相談）

ア 対象者 始良市にお住まいの妊産婦及び乳幼児の保護者

イ 内容

- (ア) 妊娠・出産・育児について
- (イ) 離乳食や食事等の栄養について

※詳細については、始良市ホームページをご覧ください。



離乳食教室



母子健康相談
オンライン妊産婦・育児相談

(4) 地域子育て支援拠点事業（令和7年4月1日現在）

子育て世帯の支援拠点として子ども館「ちるどん」及び子育て支援センターを設けています。

親子の交流や情報交換など、ぜひお気軽にご利用ください。（原則無料）

※以下の情報は変更になる可能性がありますので、
始良市ホームページでご確認ください。



◎始良市子ども館「ちるどん」

住 所 始良市加治木町本町 400 番地

電 話 0995-55-8696

利用日 月～日 9：00～17：00（水曜日、年末年始を除く）

対象者 小学校3年生までの子どもとその保護者、妊娠中の方とその家族

◎始良親子つどいの広場「あいあい」

住 所 始良市西餅田 589 番地（始良公民館1階）

電 話 0995-73-5333

利用日 月～土 9：30～12：00、13：00～17：00
日 10：00～12：00、13：00～16：00

対象者 0～3歳未満の子と保護者、妊娠中の方

◎建昌っ子（建昌保育園）

住 所 始良市東餅田 2599 番地 2

電 話 0995-57-7133

利用日 月～金 10：00～15：00

対象者 0歳から未就園児とその保護者、初妊婦

◎あゆみ（希望ヶ丘保育園）

住 所 始良市平松 5061 番地 2

電 話 0995-65-1710

利用日 月～金 9：00～12：00、13：00～15：00

対象者 0歳から未就園児とその保護者

◎たんぽぽ（山田保育園）

住 所 始良市下名 60 番地

電 話 0995-65-2531

利用日 月・火・金 10：00～15：00

対象者 0歳から未就園児とその保護者

◎ひよこサークル（高井田保育園）

住 所 始良市加治木町木田 4872 番地 2

電 話 0995-63-5043

利用日 月・火・木 9：30～14：30

対象者 0歳から4歳未満（4歳の誕生日まで可）とその保護者

◎ようよう（蒲生てんてんこども園）

住 所 始良市蒲生町上久徳 1194 番地 18

電 話 0995-52-0112

利用日 月・水・金 9：00～14：00

対象者 0歳から未就園児とその保護者

8 各種ガイドライン紹介

- 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成 28 年 3 月 平成 27 年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/39b6fd36/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_02.pdf)
- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」
(2019(平成 31)年 4 月厚生労働省)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cc94d067/20240205_policies_hoiku_86.pdf)
- 「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成 24 年 3 月厚生労働省)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/3af60664/20231016_policies_hoiku_75.pdf)
- 「授乳・離乳の支援ガイド」
(2019 年 3 月「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/6790a829-15c7-49d3-9156-9e40e8d9c20c/b0946e59/20230401_policies_boshihoken_junyuu_01.pdf)

9 資料編

(1) 始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会設置要綱

始良市告示第389号

始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会要綱を次のように定める。

令和6年7月31日

始良市長 湯元 敏浩

始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会要綱

(設置)

第1条 始良市特定教育・保育施設における乳児事故検証委員会からの提言に基づき、「離乳食提供ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成するため、始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ガイドラインの作成に関すること。
- (2) ガイドライン作成に係る調査に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他設置目的の達成に必要な事項に関すること。

2 部会は、前項の規定に基づき作成したガイドラインについて、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は福祉部長をもって充て、副部会長は子どもみらい課長をもって充てる。

3 部会員は、次に掲げる者のうちから部会長が指名する。

- (1) 小児科医
- (2) 歯科衛生士
- (3) 栄養士
- (4) 保育士
- (5) その他部会長が必要と認める者

4 部会員の任期は、指名の日から前条第2項の規定による報告を行った日までとする。

(部会長等の職務)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を統括し、部会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、部会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決すところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会員等の守秘義務)

第6条 部会員及び部会員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定は、前条第4項の規定により会議に出席した者について準用する。

(会議の非公開)

第7条 部会長は、必要に応じ、会議（の全部又は一部）を非公開とすることができる。

(報償費等)

第8条 部会員が会議に出席したときは、別に定める報償費及び旅費を支払うものとする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、子どもみらい課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年8月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条第2項に規定する報告を行った日限り、その効力を失う。

(2) 始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会員名簿

会 員	区 分	氏 名	役 職 等
部会員	歯科衛生士	精野 麻美	始良市役所 福祉部 子どもみらい課
部会員	栄養士	稲本 由紀	川野保育所 主任栄養士
部会員	栄養士	今岡 真偉	建昌保育園 栄養教諭
部会員	保育士	宇都口 真矢	保育園クオラキッズあいら 主任保育士
部会員	保育士	上脇 真智子	川野保育所 主任保育士
部会員	小児科医	永迫 博信	始良地区医師会理事 帖佐こどもクリニック院長
部会長	行政	前薊 智雄	始良市役所 福祉部長

(敬称略 50音順)

(3) 始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会開催経過

回 数	開 催 日	内 容 等
第 1 回	令和 6 年 9 月 20 日 (金)	1 素案の説明 2 作業部会の進め方について 3 意見の集約について
第 2 回	令和 6 年 10 月 29 日 (火)	1 集約意見のガイドラインへの反映について 2 ガイドライン (素案) の変更点の意見の提出について
第 3 回	令和 6 年 11 月 22 日 (金)	1 ガイドライン (素案) の変更点について 2 離乳食に係る食材表及び調査票の作成について
臨時会	令和 6 年 12 月 16 日 (月)	1 離乳食に係る食材表及び調査票の作成について 2 事故防止に必要な注意事項について
第 4 回	令和 7 年 1 月 27 日 (月)	1 ガイドライン (素案) の変更点について 2 ガイドライン (素案) の了承について

※臨時会は本作業部会設置要綱第 5 条第 4 項の規定に基づき開催

(4) 参考・引用文献等

- 「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について
(こども家庭庁ホームページ)
- 「教育・保育施設等における重大事故再発防止のための事故検証委員会報告書」
(令和6年3月始良市特定教育・保育施設における乳児事故検証委員会)
- 「保育園・認定こども園における離乳食の進め方」
(2024年(令和6年)3月 建昌福祉会)
- 「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底」
(令和6年3月29日付こども家庭庁事務連絡)
- 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」
(平成28年3月 平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会)
- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」
(2019(平成31年)年4月 厚生労働省)
- 「授乳・離乳の支援ガイド」
(2019年3月「授乳・離乳支援ガイド」改定に関する研究会)

始良市離乳食提供ガイドライン

令和7年3月

発行 始良市役所 福祉部 子どもみらい課

〒899-5492

鹿児島県始良市宮島町25番地

電話 0995-66-3111 (代表)

0995-66-3248 (直通)

e-mail hoiku@city.aira.lg.jp